茨城県立佐和高等学校同窓会会則

第１章　総　　則

第１条　本会は，茨城県立佐和高等学校同窓会と称する。

第２条　本会は，本部を茨城県立佐和高等学校内におく。

第３条　本会は，会員相互の親睦を図り，本校の発展に貢献することを目的とする。

第２章　事　　業

第４条　本会は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．会員名簿および会誌の発行

２．会員相互の研修および本校行事に対する協力援助

３．その他本会の目的を達成するのに必要と認める事業

第３章　会　　員

第５条　本会は，次の会員をもって組織する。

１．正　会　員　　本校卒業生

２．特別会員　　本校現職員および旧職員

第４章　役員および幹事

第６条　本会は，次の役員をおく。

１．名誉会長　（現職校長）

２．顧　　問　　若干名

３．会　　長　　１名

４．副 会 長　　若干名

５．書　　記　　若干名

６．会　　計　　２名

７．会計相談役　（現職事務長）

８．常任幹事　　卒業年次ごと２名

９．監　　査　　２名

第７条　役員の選出は，次のとおりとする。

１．会長，副会長，書記，会計，監査は，正会員の中から総会において選出する。

２．常任幹事は，卒業年度別に幹事より互選する。

第８条　幹事は，卒業年度ごとに各組２名おく。

第９条　本会員の任務は次のとおりとする。

１．名誉会長は，本会の重要事項の諮問に応ずる。

２．顧問は，本会の重要事項の諮問に応ずる。

３．会長は，本会を代表し，会務をつかさどる。

４．副会長は，会長を補佐し，会長事故あるときはその任務を代行する。

５．書記は，本会の庶務一般にあたる。

６．会計は，本会の会計事務をつかさどる。

７．会計相談役は，会計事務における本校との連絡調整にあたる。

８．常任幹事は，本会の目的を達成するために必要な事項を審議する。

９．監査は，会計の監査にあたる。

第１０条　本会の運営について，会長の諮問に応えるため顧問をおくことができる。

第１１条　役員の任期は４年とし，再選を妨げない。

第５章　会　　議

第１２条　総会は，原則として４年に１回開催し，予算，決算，規約改正，その他必要な事項を審議決定する。ただし，緊急を要する場合は，役員会の決議により決定することができる。この場合は，次期総会において報告し，承認を受けたものとする。

第１３条　役員会は，名誉会長，顧問，会長，副会長，書記，会計，常任幹事で構成し，会長が必要に応じて招集し，本会の重要事項を審議する。

第６章　会　　計

第１４条　正会員は，入会の際に終身会員として５，０００円を納入する。

第１５条　本会の会計年度は，４月１日より４年後の３月３１日までとする。

第７章　雑　　則

第１６条　会員の住所に変更が生じた場合は，本部に報告する。

第１７条　本会は，必要に応じて支部を置くことができる。

付　則　１．本会則は，昭和６３年３月１日より実施する。

２．総会は，当該する年の１１月に開催する。

３．改正後の本会則は，令和６年１１月２４日より実施する。